

紺屋町被災市街地復興土地区画整理事業に係る意見書要旨及び市見解

意見書提出者：1人（内、縦覧場所での縦覧者：2人）

意見番号	意見書の要旨	意見書に対しての市の見解
1-1	<p>土地計画案説明書類の7ページのイメージ図について</p> <p><u>段差をなくすとしてあるが、図のA'の部分で段差ができ、水がたまるのではないかと排水の方法を決めてから土地区画整理事業を始めて下さい。</u></p>	<p>「東側の土地区画整理事業区域外の箇所に段差ができ、水がたまるのではないかと」というご指摘につきまして、図示している河川後背地の一部区域においては、河川管理用道路と地盤高さを調整し摺り付けることで、一体的な土地利用の増進を促し、併せてくぼ地を改善することで住宅地の安全性向上を図ることを目的としております。説明資料で明示している図はあくまでイメージ図であり、ご指摘の内水対策を含め、土地区画整理事業により対応を行うため、今回都市計画の決定を行うものです。</p>
1-2	<p><u>住民のタイムラインと事業所のタイムラインの違いは？</u></p> <p><u>台風の時も含め、休業の判断がつかなかった。どこで判断すればいいのか、わからない。</u></p>	<p>住民の方と事業所のタイムラインの違いにつきましては、熊本県のホームページから大雨や台風などの自然災害から身を守るため一人ひとりの防災行動計画として、「マイタイムライン」を作成することができ、そのタイムラインを個人として作成するか、事業所として作成するかの違いと認識しております。</p> <p>避難に対する判断として、命を守るための行動を促すための「高齢者等避難」や「避難指示」等を市から発令します。その後、自主避難所、指定避難所への速やかな避難をお願いしております。つきましては、「台風の時を含め、休業の判断をどこですればいいのか」というご質問については、防災気象情報や市からの発令と住民がとるべき行動を確認していただき、安全の確保を第一に行動いただければと考えます。</p> <p>また、事業所ごとに状況が異なり、さまざまな避難行動等が想定されますので、各事業所におきましても「マイタイムライン」を作成していただければと考えております。「マイタイムライン」作成に係るご不明な点等につきましては、市防災課にお訊ねいただきますようお願いいたします。</p>
1-3	<p><u>屋台村の垂直避難の設備は、どうなっているのか？</u></p> <p><u>この地域は、浸水が始まり約15分で腰から肩までつかった所だから、危険地域とみなし、各建物に垂直避難できるように定めるべきではないでしょうか？</u></p>	<p>民間活力による「屋台村」については、早期実現に向け準備を進められていることは認識しております。施設の構造や規模、設備の内容などについては、建築基準法に基づき施主の意向により建設されるものであり、現時点において新たに建築する建物等に垂直避難設備を義務付けているものではないかと認識しております。</p> <p>「各建物に垂直避難できるように定めるべきではないでしょうか」というご意見につきましては、令和2年7月豪雨を踏まえ、本市においても垂直避難による避難の重要性は認識しており、今後、垂直避難が可能な強靱で高層の建物の所有者と、一時的な避難所として活用できるよう協定締結等を行い、非常時における利活用に努めて参ります。また、建物の建て方や景観など地域住民の中でルールを取り決め、まちづくりを実現する「地区計画」という事業手法等による、まちの安全性向上に向けた検討も進めて参ります。</p>